

# 橋本事務所新聞

第24号

発行所  
橋本法務会計事務所



## 知ってお得！法律雑学

今月はお医者さんからの個人情報保護法に対する相談です。

**Q** 患者さんからカルテを見たいと言われましたが、本人に見せるとショックを与え、今後の治療にも悪い影響がでると思います。どう対応すべきでしょうか？

①対象となる診療情報の提供、診療記録等の開示が、第三者の利益を害するおそれがあるとき。

②診療情報の提供、診療記録等の開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき。

③診療情報の提供、診療記録等の開示を不適当とする相当な事由が存する時

更に、指針では、開示請求の拒絶理由は文書により示すことを基本としています。

しかし、個別具体的にどのような理由で拒絶するかは大変難しいところですし、状況によって大きく変わってきます。

予め定めた開示手順に従って、十分検討することが必要となります。

こういったときのためにも、しっかりとした院内体制とルール作りが求められます。

## 今月のトピックス

### 「建設業許可変更」

知事許可に係わる建設業許可申請手続きについて、一部変更がありましたのでお知らせいたします。

一、次の証明において「申請者」と「証明者」が異なる場合は、「証明者」の「印鑑証明書」(三ヶ月以内のもの)の添付が必要になります。

- ① 経営業務の管理責任者に準ずる地位の証明書
- ② 実務経験証明書
- ③ 指導監督の実務経験証明書

二、一般的建設業許可申請における財産的要件の確認書類の一部が廃止されます。

財産的要件の確認資料は、

- ① 金融機関の発行する預金残高証明書
  - ② 金融機関の発行する融資可能証明書
  - ③ 固定資産評価証明書
- の三種類でしたが、今回の改正により、③の「固定資産評価証明書」が廃止されることになりました。
- いずれも平成十七年七月一日から施行されます。

### 「播磨地域倒産状況」

民間信用調査会社の東京商工リサーチ姫路支店や帝国データバンク姫路支店の今年5月の播磨地域の倒産状況調査が発表されました。

ゴルフ場を除けば小額の倒産

がほとんどで、産業別では建設業の倒産件数が突出して多いようです。

原因別では、販売不振や売掛金回収難などの不況型倒産が七十%を占め、その他には他社倒産



の余波、放漫経営、過小資本、信用性低下が見られます。

また、「夏場にかけて更に建設業の倒産増加が懸念される」との見通しが発表されています。

依然厳しい建設業の経営状況を如実に示しています。

**A** 個人情報保護法二十五

条には開示しなくても良い場合の条項があります。

また、より詳しい日本医師会の「診療情報の提供に関する指針」

には開示をこばみうる場合について、下記の記述があります。

# 経営コーナー

## □今月の一冊□

先月末に中国へ行く機会がありましたので、中国について勉強してみました。今月はその中の経営に役立つ一冊をご紹介します。

### 「得する中国、損する中国」 著者 鈴木貴元

中国が破竹の勢いで成長を続けています。しかし、巷で評価される中国は、過去の印象にひきづられていることも多いようです。本書はマクロエコノミストの視点から、様変わりしつつある中国の経済、ビジネス、社会の最新動向を紹介し、その真実を探ります。



・社会主義の中国には、本来貧富の差はないはずですが、しかし実際には十の「社会階層」があり、社会的地位の順位もありません。

・「沿岸部はリッチで、内陸部は貧しい」というのは誤解で、内陸部にもリッチ層がいます。

また、「中国には十三億のマーケットがある」というのも間違いで、現在の中国を支えているのは一億人に満たない「お金持ち」です。

・今、中国で成功している韓国や欧米の企業は、最初から中国をマーケットとして認識してビジネスを展開してきました。日本企業が中国市場で一步遅れているのは、中国を「生産コストの安い工場」としか捉えてこなかったからです。

・欧米企業は、現地企業のトップに中国人を登用します。これは、事態が悪化すれば「トカゲのシッポ切り」で逃げられるからです。それに対して日本企業



は、管理のしやすさを重視して管理職を日本人で固めるため、小回りがきかない状況です。

・中国は「職人的発想」ではなく「商人的発想」でモノづくりをします。様々な製品を寄せ集めて組立て「完成」とする中国には、知的財産権の考え方は存在しません。

・今中国では、大量生産一辺倒から顧客志向へと意識改革が進んでいます。それにともない、中国企業の経営意識や戦略も変わりつつあります。技術力やブランド力の重要性を認識し始めたのです。本格的な技術導入に加えて戦略的なM&Aや人材の引き抜き、アセットインジェクションを行う企業も出てきました。等等。

時間があれば是非ご一読下さい。

## 今月の一言

先月末に中国山東省を訪れる機会がありました。萊蕪市(ライブ市)と言う120万人都市で青島(チンタオ)から車で5時間程大陸に入ったところでした。NPO法人アジアHACCP協会の理事として萊蕪市から招待されたのですが、副市長担当の文字通りの「熱烈歓迎」でした。当地では日本企業の看板は見当たらず、反日感情もなく、日本人が珍しい様子でした。

中国は一方では、日本の価値観を認めず靖国神社参拝を非難し組織的に反日運動をすすめています。また一方では私たちのような規模の団体までも招待して、新しい技術を吸収し日本に食品を輸出しようとする、誠以自己中心のしたたかな大国です。この危険な隣国と今後対等に付き合っていく為には、我々日本人も、もっともっと敵を知る(相手を研究する)必要があると考えさせられる旅行でした。

# 行政書士・橋本法務会計事務所

〒675-1335

兵庫県小野市片山町1332-1

小野工業高校近く

TEL 0794-62-2377

FAX 0794-62-2374

申請取次行政書士

一級ファイナンシャル・プランニング技能士

CFP 認定者

ISO9000・ISO14000審査員補

HACCP実務認定者

建設業許可・経営事項審査

産業廃棄物許可・相続遺言

各種法人設立 経理記帳

HACCP ISO KEMS コンサルティング

個人情報保護法 認証指導他